

の旗本勢皆鎗を合せ爰を専途と力戦す 陰徳記 爰に吉田武者の中より井上興三左衛門就次と名乗赤母衣を西風に閃し勇々敵も蒐出たり綱子椿坊今年十六歳勇力援群なるが具足不着疲たる夫駄に繩の手綱を掛父か鎗先に駆塞りて唯今一陣に逆たる法師不肖の身に候へども信濃源氏の末裔にて兵術も如形學び得たり近年一門の不興を蒙り出家遁世の姿と成候が一鎗仕て父に見せ度存鎗先にかけて塞りて候誰にても鬼神に劣らぬ人々出させ賜へど大昔にて喚き叫ぬ又尼子方より是も二八計の若者かけ出突てかゝる椿心得てけりと鎗取直し一度に突て相引に颯と引退く坊主父に向ひて御覽候へ御邊に劣るべき子にてもなき予勘氣ハ免し賜へどはたとにらめば就次嬉しけに打笑ひて次て二番鎗を予合せける父子が振舞類ひなき有さま也 後太平記 天正二十二年毛利井上一黨を誅せられんとす井上豊後守有景其頃ハ米彌四郎と號して隆元の膝下を離れず近侍して終に主の氣に違ふ事なかりしかハ不便におもひ哀此者をば助けばやと思ひ賜ふて又一年元就山口に於て瘧疾ニ犯され賜ひし時豊後守百日計が間帯を解き寢食を忘れて看病したりけれハ大に感ト賜ひ元就も此者をハ助けたく隆元と心を合せ落され行に大神宮へ名代に參詣すべしと内藤河内守

と共に遣されけり豊後守歸路に一門誅戮のよし傳へ聞國へハ不歸河内の畠山が家人丹下と云者に奉公して程なく伏見に於て無比類働さして敵數人突伏せ大勇を顯しけりされども一僕をたに可召仕身上に非ざりければ尼子家に立寄毛利家の者どもと渡り合せ討死したらんころ本望成べけれと雲州へ下向して川副美作守が手に付て數ヶ度の武勇を顯はしたり 陰徳記 陰徳記永祿三年別府合戦同七年富田城下の軍等始終川副が手に属して毎度手柄を顯はしたり天正十年羽柴秀吉大軍を卒し西國へ下向し賜ふて先宮地山冠山城夫より高松城に掛り賜ふ此時庭瀬城には井上豊後守有景郷人ばらかけて八百計にて籠りたりけるが此城岡山口ハ沼澤を帶て一騎打の細道を通す蛙が鼻の方も一騎打なりければ敵多勢かゝり得ず足輕をかけ城の強弱を試けるに豊後守ハさる勇士なる故毎度自ら下知をなして足輕せり合に勝事を得たり元春隆景よりも庭瀬ハ敵の方へ差出たる城なれば始終守り得ん事難かるべし只急ぎ明退き候へと下知せられけれども豊後守承り候とハいへどもちつども不退両軍和睦の後までも抱き詰にけり 秀吉常に語り賜ひけるハ畿内東國の兵共ハ一城を攻落せば近邊の城々ハ攻さ

るに退散し又多勢を以て發向するを見てハ一日二日が間に五ヶ所も十ヶ所もはらはらと退散し又没落す然るに去年鳥取馬野山松ヶ崎高野宮戸麻利以下の城ども攻さるにハ中々落す今又加茂庭瀬を見るに攻るにさへ落されば況や攻ざるをや更に落べき容体にあらず惣トて畿内關東中國の武士勇士の中に異体有畿内ハ敵の虚實を計て輕く進ミ輕く引坂東に比せば花盛にして實少し東國の武士ハ死生を知らずされど短氣成故久敷守城する事難く又中國勢ハ戦に勝べき道理を辨へざれば掛らす掛て一戦に及ぶ時ハ千騎が一騎に成までもいとわす一とせ上月に於て軍するやうを見るに深く慎ミて戦わす扱戦ふに及んては始め處女のごとく後ハ脱兎のごとく上ハ和らかに裏ハ剛強なり殊に寡を以て守城し小を以て大に戦ひする事何百日何千日をも退屈せず既に馬野山ニ於て我四萬の軍に元春六千を以て死地に在更に退散せず又鳥取城中糶盡し牛馬を食し丸山にハ人の肉を食ひ居たりしかども降を乞はず今又高松ハ洪水城中に汎へあがり樹上簀子を搔上て居る計りの難儀なれども降參を願はず是を以見れば野戰ハ勝劣分り難しと雖も守城の事に於てハ中國の兵に勝れりと嘆美し賜ひけり

藤井松平氏

中務少輔信通ハ徳川殿の庶流にて新田大炊介義重より十四代出雲守長親第四の御子彦四郎利長の後なり利長參河國碧海郡藤井の城に住しけれハ時の人藤井の松平とハ申せし也利長天文九年六月六日駿河三河の人々と同トく安祥の城を守る織田殿の軍勢打破て討死す其子信一はトめ勘四郎と申す參河國長澤の合戦をはトめとして一生の高名數知れず中にも永祿六年一向専修の門徒等が亂に信一無二の御方人にて軍度々に及ぶ同十一年秋織田上総介殿將軍義昭に頼まれ賜ひ都に登るとて加勢の事を望まる徳川殿御家人等が手の兵一々すぐり出させ賜ひ信一に大將を予賜ひける九月十一日信一織田殿の御陣に馳参り此時信長は近江國佐々木義賢入道承禎が箕作城を攻むミて是ほどの小城攻て日をついやさん事いわれなし只都に攻上れとて既にからめ手の寄手引返さんとし賜ひし處に信一其勢一千人大手の城戸に推寄息をも繼せず攻破て城中に亂入れハ敵もこらへず搦手を打破りさんざんに成て予落にける斯て箕作り落城せしかば十八ヶ所の城々次第々々落て信長ハ都に入給ひしかハ織田上総介が雜人と信一が下部と古きるばしひとつを奪ひかふて争論に及び美濃

尾張の軍勢一ツに成て信一が陣におしよす徳川の人々是を見て此上ハ力なし尋常に戦ふて討死せばやとて弓鉄炮槍薙刀をふるへ寄來りて敵をまつ其勢ひに恐れ敢て近付者なし織田殿此よし聞し召てにくき奴ばらが狼藉かな家康の加勢を乞ふてたまはつたる御勢と同一き軍する事やある信長が軍兵一人なりとも信一が陣にむかつて矢はけ打物のさやはづしたらん者一々に首を刎よと以の外に怒り賜へハ寄手散々に成て逃失ぬ信長いろき信一を召していか信一今度の箕作の城攻落し又今日狼藉を静められし事類ひまれ成振廻かなせひハちいさき人なれ共膽ころ太き者也感ト賜ふ事斜ならず順て暇賜はりて本國に帰されける元龜元年の秋再ひ織田殿の加勢して高名し徳川殿關東に移り賜ひてハ上野國相馬郡布川の城を領しけり關ヶ原の戦ひにハ關東にとゞまり江戸崎の城を守り明れハ慶長六年二月常陸國土浦の城にて三萬五千石を賜ひ此年從五位下伊豆守に成同七年五月常陸の佐竹か出羽に移されて水戸の城を守る事此年七月下旬より來年正月に至り其年從四位下に叙し寛永元年七月卒す年八十六歳 其子安房守信吉實ハ櫻井與次郎忠吉か嫡男也信一男子なければ己が娘に娶合せて世繼とし勘四郎と名付たり

佐竹國移されしに常陸の府中の城を守り又父にかはつて江戸崎を守る慶長七年十二月常陸國土浦の内に於て三千石を賜ひ八年從五位下安房守に叙爵す

信一卒して家を繼 大坂の兵起りしに先和泉國岸和田の城に加勢し後大坂より召れて翌春迄今里の要害を守りつゝゝゝ伏見の城に來り守り再び兵起りて後飯森の邊に陣を取兩御所のぼらせ賜ひしかハ大坂に馳向ひ五月七日の戦ひに首廿一を取て獻する

元和三年封をかへられて上野國群馬郡高崎に移り五万石同五年丹波國多起郡篠山の城に移り此年伊豆守と成同年卒して嫡子山城守忠國嗣

慶長十四年十二月將軍家の御前にて元服し御諱の忠字を賜わり山城守忠勝といふ元和元年大坂の役五月七日父と同じく先手に進み天王寺口にて功を顯す

慶安二年七月十四日貳萬石加へられ播磨國美袋明石二郡の内にて七萬石になされ明石の城に移り萬治三年二月廿日六十二歳にて卒す嫡子伯耆守信久早世承應元年二男日向守信之嗣となり二年十二月從五位下日向守となる萬治二年

四月遣領々繼五千石を弟の志津原に延寶七年六月廿六日大和國郡山の城に移り壹萬五千石を加へられ平群添下萬下十市廣瀬河内國設良等六郡の内にて八萬石を領す天和二年十一月雁の間に候し貞享二年六月老中の職に列し壹萬石を加へ賜ひて下總國葛飾狹島下野國阿蘇寒川都賀武藏國埼玉大和國平群十市式上式下葛上葛下山邊十三郡の内にて九萬石を領す同年十二月從四位下に叙す信一が長子忠之貞享三年八月遣領を繼壹萬石を弟の信通に與へ八萬石を領す元祿元年十二月從五位下日向守になされ六年十一月故有て所領の地沒収せられ其弟信通備中國庭瀬に移され小田加陽都宇三郡の内にて一萬石を領す七年十二月從五位下に叙し中務少輔に任し十年九月庭瀬を轉して出羽國に移り村山郡上の山の城を築て住し是より代々彼地に住し賜ふ

庭瀬 和名抄 庭瀬 爾比世と云

今の屋敷跡ハ昔沼の城二三ノ丸也といふ

八幡宮 別當 不變院

板倉氏譜

清和天皇十二代足利宮内少輔泰氏男澁川次郎義顯十三代板倉伊賀守勝重次男

源重昌 字右衛門 主水 内膳正 從五位下

家紋 左巴 三頭 輪狹

此重昌ハ大御所に近く召仕われ慶長十年四月從五位下内膳正に叙爵し同十三年廩米千俵を賜ひ十四年廩米を改めて山城國久世相良綴喜三郡の内にて采地千石を賜ふ同年七月松平右衛門太夫正綱秋元但馬守泰朝と共に駿府營中の事を執り是を近習出頭人衆と云同十九年七月三河國額田郡の内にて千貳百石半を加へ賜ふ大坂の軍はトめ御和睦の事なり城中に行向ひて豊臣家の御起請文を請取べき人を選まれしに重昌其年二十六歳御使にさ、れ只壹人城中に入大御所の思し召儘に事を調へて歸る大御所薨ト賜ひし後大相國家に仕る事大御所の時のごとく西城に移らせ賜ひし時御書院番頭を兼ね元和二年上總國山邊進生下總國葛飾三郡の内にて三千石加恩の地賜り寛永元年父勝重遣領三河國碧海額田幡豆三郡の内にて六千六百三十石を分ち賜ひ都合一万千八百五十石餘を領し額田郡深溝に住す同十年封地新田合して一万五千石を領す同十四年十一月肥前國島原の賊徒起りし時追討の使を蒙り馳向ひ翌十五年正月元日西國の諸軍勢を將て攻て討死す其歳五十一歳世の人燕

胎内膳と名づくろハ周防を蘇芳といひかへ兄より色のまさりぬるとの心なり

重矩

寛名長命 又右衛門 主水佑 内膳正 從四位下侍從

寛永十一年十二月叙爵して從五位下主水佑となり十四年父と共に筑紫に趣き翌十五年正月重昌討れて後父が吊戦せんとて手の兵引具し城中散々に戦ひ首多く切と引返す十二年六月遺領を繼五千石を弟甚太郎重直に分與へ碧海郡中島に轉して一萬石を領す明暦二年内膳正と改め萬治三年十一月廿八日大坂城番と被成藤津住吉西成河邊豊島四郡の内にて一萬石を加へ賜ひ寛文五年十二月廿三日關東に召されて執政の職に補せらる同廿七日從四位下に叙す同六年七月廿六日武藏國秩父上野國碓氷相模國〇〇三郡の内にて二萬石を加へ賜ひ同八年五月牧野佐渡守親成京職免されけれハ重矩假りに京職の事行ふべき由を奉る政務の事猛を以て寛をすといふ法皇殊に其能を稱しさせ賜ひ敵威の事多し十二月廿三日侍從に任せられ九年從四位上に叙せられ十年十月關東に歸りて執政元のごとし十一年二月十日三河國足助上總國東金武藏國神奈川領之内にて一萬石を加へ賜ひ十二年閏六月三日所領を

轉して下野國那須山城國久世相樂綴喜攝津國住吉西成河邊豊島三河國額田幡豆碧海、上總國山邊、埴生十三郡の内にて五萬石を賜ひ下野國鳥山城に住す明る十三年五月廿九日五十七歳にて卒す

重直

甚太郎 筑後守 致仕安身と號す 從五位下

寛永十六年六月父が遺領の内山城國綴喜三河國額田幡豆下總國葛飾四郡にて五千石を分賜ひ寄合衆に列す萬治二年七月御書院番頭と成十二月從五位下に叙し筑後守に任し寛文元年十二月御側に列し四年六月下總國葛飾郡にて三千石を加賜ふ都て八千石を知行す延寶四年四月務を辭し天和三年十二月致仕す

女子

小笠原左衛門佐政信室

女子

瀧口朝前守信勝妻

女子

石谷左近將監貞清妻

實ハ牧野駿河守家臣榎小六夫定繁女

重良 長吉 左京 能登守 伯耆守

萬治三年十二月廿八日從五位下能登守に叙爵し後伯耆守に改む天性多病なりしかば嫡を辭し寛文十一年五月廿八日父にさき立て卒す法名専林院空山源長と云

重澄 衆助 新右衛門 早世

重種 辨之助 六左衛門 兵庫頭 石見守 從五位下 内膳正 從四位下 初重通

初六左衛門といひし時板倉重直子とし明暦二年始めて將軍家に拜謁し寛文元年十二月廿八日從五位下兵庫頭に叙任し同三年十月二日石見守と改む兄重良が多病に依て實父重矩か世繼と成子千次郎を以て重直が嗣とす延寶元年七月八日家を繼下野國鳥山城にて五萬石を領す同五年六月廿一日奏者番寺社奉行を兼八年九月廿一日老職に列し内膳正に改む同年十二月廿八日從四位下に叙任し天和元年二月廿五日西城の老職を兼領地を轉して一萬石を加へられ武藏下野下總三河河内五ヶ國の内にて都て六萬石を領し武藏國岩

槻の城に居す同年十一月故有て職を止られ翌二年二月十日所領岩槻の地六百石を收公せられ信濃國埴科高井水内佐久小縣上總國山邊市原三河國幡豆八郡の内にて五萬石を賜ひ信濃國埴科郡坂本に籠居のさまにて居たりしが同三年五月に至りて重種所領の地を公に返し助けて身のいとを賜はらん事を歎き申ければ同十八日重種にハ致仕の事を免せられ所領をハ祖父の功勞を思し召出さる由にて其子千次郎重寛に三萬石兄の子越中守重良に貳萬石を分ち賜はりけり元祿元年五月十二日入道して玄眞と號し寶永二年九月十九日卒す年六十五歳法名了空院實山玄眞居士といふ子孫陸奥國信夫郡福島之城主となる

女子 高木圭水正盛室

女子 松平對馬守昭重室

某 辰之助 早世 加藤總部正直泰養子

女子 中院前内大臣通茂公室 實ハ小笠原左衛門佐政借女

女子 膳部正安村室 實ハ高木圭水正盛女

女子 相馬山羽守貞胤室

女子 兄重種養女

女子 戸田孫十郎光正室 實ハ瀧口朝前守借勝女

重宣 始重相 三十郎 左京 越中守 從五位下

初板倉筑後守重直養子父重良多病に依て籠り居けられ叔父重種をして重矩が家を繼重宣ハ重種の許に成長なりて延寶五年三月十八日初て將軍家に謁し翌六年十二月廿八日叙爵して從五位下越中守と成天和三年五月十八日重種致仕して其所領の内信濃國伊那佐久上總國市原三郡にて貳萬石を分ち賜わり市原郡高瀬に住す同年閏五月菊の間廣椽に候し後例と成貞享元年八月廿一日廿一歳にて卒す法名安養院泰翁源山と號す

重高 熊之助 頼母 越中守 從五位下 初英清 重清

實ハ小出信濃守英知三男貞享元年八月嗣となり同年十月十九日遣領を繼此月廿七日初て將軍家に謁し元祿十二年二月四日封を移されて貳萬七千石を領し庭瀬に住す備中國都宇加陽小田三郡の内にて領之寶永六年三月廿日叙

任して從五位下越中守と成正徳三年二月十日八十八歳にて卒す法名淨泰院 德靈源芳といふ

某 熊太郎 寶永二年六月廿二日早世

昌信 豐次郎 右近 讚岐守 右衛門佐 因幡守 從五位下 初重守

正徳二年六月廿八日初て將軍家に謁し同三年四月九日家を繼四年十二月十八日從五位下ニ叙し讚岐守に任し享保十三年十月九日右衛門佐と改め十四年閏九月廿一日又因幡守と改め享保十五年四月廿七日三十一歳にて卒す法名永貫院鶴山源夢といふ

女子 内藤下總守正敬室

勝興 右近 攝津守 從五位下

享保十五年六月廿一日家を繼く元文二年閏十二月朔日始て將軍家に謁し同五年十一月廿八日叙爵して從五位下攝津守と成天明四年三月九日六十三歳にて卒す

女子 堀大膳亮直著室

女子 石川阿波守總恒室

某 鉄次郎早世

勝志 結吉 主水 主水正
從五位下

寶曆十二年九月朔日將軍ニ拜謁し
天明四年三月襲封十二月十六日叙
從五位下任主水正同五年二月廿九
日四十一歳ニテ卒す法名永光院一
山源珪

勝紀 度三郎早世

女子 大久保長門守教偏ニ婚を約し未嫁而卒

女子 永井右門直諫室

勝職 平二郎 六郎左衛門
後至親 巨勢伊豆守養子

某 老之助
明和八年五月十二日
早世

勝喜 利三郎 主水佑
從五位下 致仕後繼部佐

實ハ勝興四男

天明五年三月嗣と成同年四月廿四日
遺領を繼同廿八日將軍ニ謁し奉り同
年十二月十八日從五位下主水佑ニ叙
し時ニ廿一歳寛政 年 月致仕繼
部佐と改

女子 水多藤枝守廣完室

勝喜 利三郎 兄勝志嗣と成

女子 板倉主稅助勝官妻
後離別

勝並 存之丞
病に依て嫡子辭す

勝氏 輝之進 主水佑 從五位下
寛政 年 月嗣と成

某 峯之丞

勝資 兄勝氏嗣と成

女子 阿部大學正信妻

某 鏡之丞

女子

女子

勝資 越中守 從五位下
實ハ勝興四男

文化二年正月嗣と成同年三月遺領を
繼八年十二月從五位下越中守と成

某 利之丞

庭瀬入海の事 用水筆記ニ云岡越前守千原九右衛門に命して新開をなす天正十
四年庭瀬城に居すと有其頃ハ海岸に城を構へしか寛永ニハ井手方へ堤出來て田野

多くされど入海ハ所々に灣有て正保四年改帳庭瀬の内海船入廣サ四十五間蒲沙にハ二百石積迄ハ入る潮干にハ不入と云されと天正の頃ハ大船も出入せしものと見へたり

又此邊中ニハ舊地も有けるにや應永七年南禪寺一隣か書記の中にも出て今の庭瀬の邊ハ盤濱有しと也又元亨釋書に藤井久任ハ撫川柴津岡にて自ら焚死せる事も見ゆおもふに往古洲濱の形ちさまざま有て両方より新開となりたる也

川入村 庭瀬郷 吉備國史 千貳百六十貳石
高 千貳百五拾四石八斗八升

此村ハ八百年前ハ海にて板倉川流れて海に入故に川入と云東山ハ西山に對して名付皆海面の頃の遺名也向畑も宮内と板倉の間入江有ける故の名成べし

三十番神葦祠 本社四間 前殿三間半 釣殿三間半 鐘撞堂一間 石鳥居 社役
信城寺攝之

此地天正十三年新開也慶長年中戸川土佐守代諸宗を改て日蓮宗と爲す此時此宮も建立せし成へし

御邊川 上古ハ大海にて中昔より新開となれり其地惣爪川入など惣爪ハ惣々埋

し地川入ハ御邊川流て海に入る事にて開發以後川入とハ號せし也御邊とハ吉備津社の邊の川と云にて有べし

愚按信濃川中島と丹波島稻荷山の間に御幣川と云地有川中島合戦にも出たる所なり此御邊川もオンベ川にて吉備津社御幣のいはれなどにて名付しにハあらずや

盛衰記ニ云備前に取てハ備中堺妹尾と云ハ備中に取ても備前の堺也兩國の間に御邊川とて川一ツを隔たり其間わすか三十餘町有けるを知らせ奉らざりけり云々元暦の頃ハ海尻にて大河なるべく思わる、也

庭瀬郷

西花尻村 吉備國史 五百六十六石

高五百六十壹石貳斗五升七合

大田郷神

俗稱肋内と云佐々木志津摩の流を學び無双の能書にして洛陽に住し御免筆となされ墨龍翁窮神と號す九十餘歳ニして卒す

淨泉山正法寺 日蓮宗本寺庭瀬不變院元和二年智圓坊日泉開基

秀雄按戸川氏日蓮宗師依にて諸宗を改め日蓮宗となさしむ此時常寺も宗門に
致しけるにて元ハ外宗にて有しと覺ゆ

庭瀬郷

東花尻村 吉備國史同斷

高貳百五十九石八斗五升

題號山妙傳寺 日蓮宗本寺庭瀬不變院開基教社坊日有天文元年開基

福壽山立成寺 日蓮宗本寺庭瀬不變院開山本立坊日香天文元年開基

板倉郷

立田村 吉備國史同斷

高三百九十九石貳斗貳升三合

御崎名神撥祠

境内山林三段餘領主より除地也世ニ云吉備津良御崎温羅命が弟王丹と云よし

秀雄云留靈臣を祀る也 本社二間 拜殿一四半 隨神門 石鳥居 内陣古作の本

地毘沙門天の像を安置す 社僧經王山持寶院

經王山持寶院正面寺 辻と云所に在

眞言宗本寺宮内普賢院 本尊 本堂二間 觀音堂四間 此寺昔ハ御崎宮

の側の山上に在しを天正十年高松水攻の時堂宇陣場として後破壊し今の地に

移せり境内東西廿四間南北七間山林除地也

清水宗治首塚 持寶院舊跡御崎宮の少し東成山上ニ有

兵亂記云清水長左衛門の首秀吉公の實験の後立田村持寶院にて供養せしめ塚

を築て藏之 宗治の墓清水村惣持院ニ有

石井山 立田村の内辻と云所に在天正十年高松陣の時寄手屯せし所なり

蛙山 或ハ蛙ヶ鼻ともいふ元來川津ニて御邊川の上板倉川の船津と云より川津

ととなへて其山なれハ蛙山と呼し也爰の持寶院舊跡ハ秀吉公水攻の時の御陣

所にて此左右水攻大手堤の切口あり

庭瀬郷

三ッ田村 吉備國史同斷 撫川領

高九十六石五斗三升九合

寛永正保元祿の改にハ平野村の枝村也しされば元祿十四年以後の分村と見へ
たり

明治三十七年四月廿二日印刷

明治三十七年四月卅一日發行

(非賣品)

岡 山 縣

印刷者 岡山市大字船頭町三十七番地
安井 宇吉

印刷所 岡山市大字西中山下百五十四番地
山陽活版所

備中誌賀陽郡卷下之正誤

全	四七八	四七三	四七二	四七〇	四六一	四六〇	四五五	四四七	四四六	四四五	四四三	四三三	四二六	四二一	四二〇	四一九	頁	
	九	九	七	一	二	五	一	四	二	一	一	五	一	五	九	六	七	行
	ホノ、 覆	ホノ、 策	實	乘取られ ノ下ハ	隨隨	を	宜	べしノ下	植ノ下を	宇内村ノ下ハ	天正ノ下	史	關	兼康の	よノ下ハ	財	衰ノ下ハ	誤
	復カ	營カ	故	自	隨從	誠	詮	をハ 脱ス	のハ 行	のハ 行	三年ヲ 脱ス	史	關	兼康も	り	賊	記	正

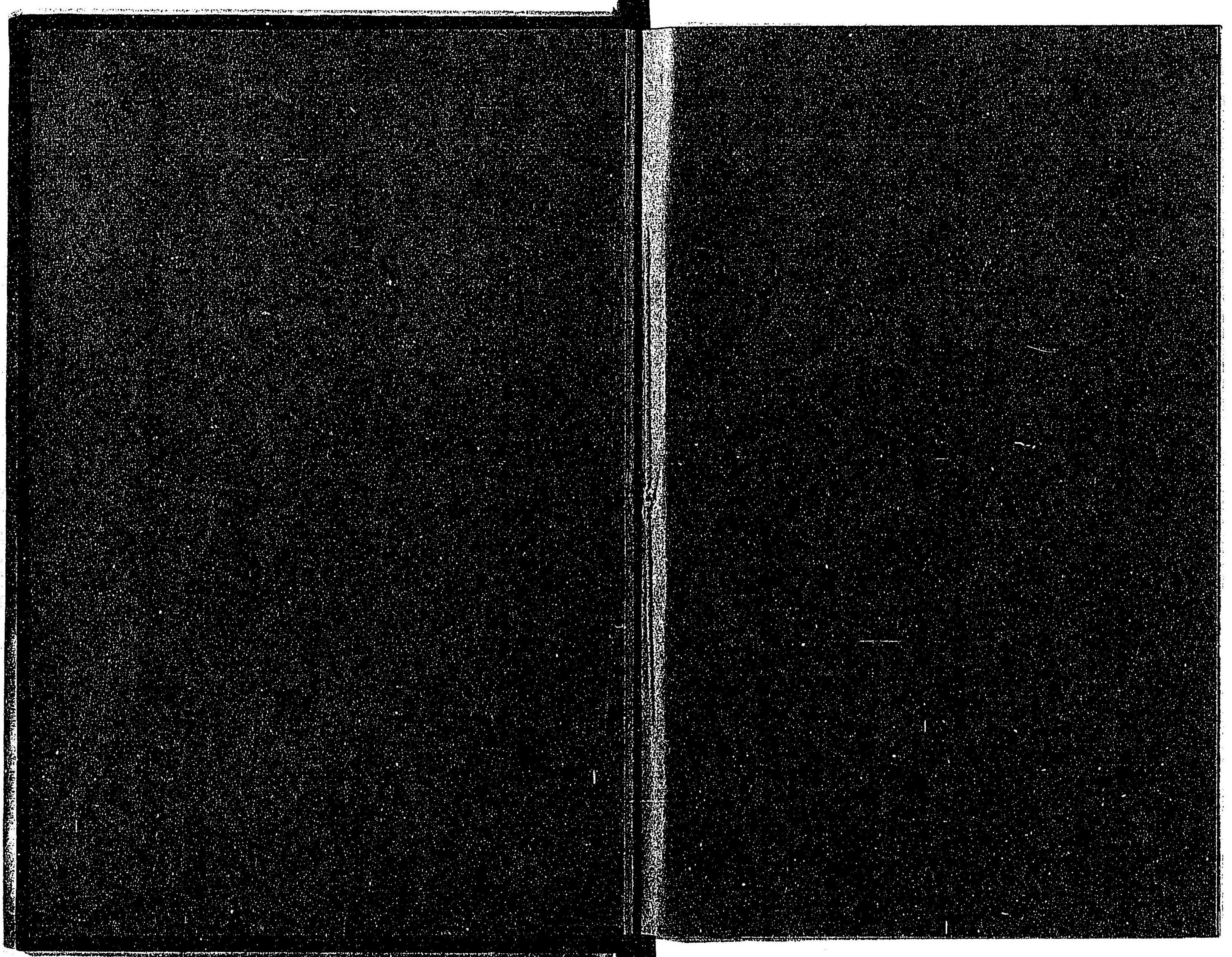
全	五三六	五三三	五一六	五〇二	全	五〇一	四九八	四九七	四九六	四九四	全	四九二	四九一	四九〇	四八八	四八二	頁	
	一〇	四	一	八	七	四	九	一	一	一	七	六	五	一	二	三	行	
	爲任ノ下	守	備中ノ下	藤原ノ下	山祖	史	各異職	稱	磨	資ト國ノ間ハ 關字	つひに	國內ノ下	下	令	遷	造	誤	
	補任ヲ 脱ス	介	權ヲ 脱ス	朝臣ヲ 脱ス	を	田租	史	職各異	磨	磨	資ト國ノ間ハ 關字	つひに	百ヲ 脱ス	不	令	遷	造	正

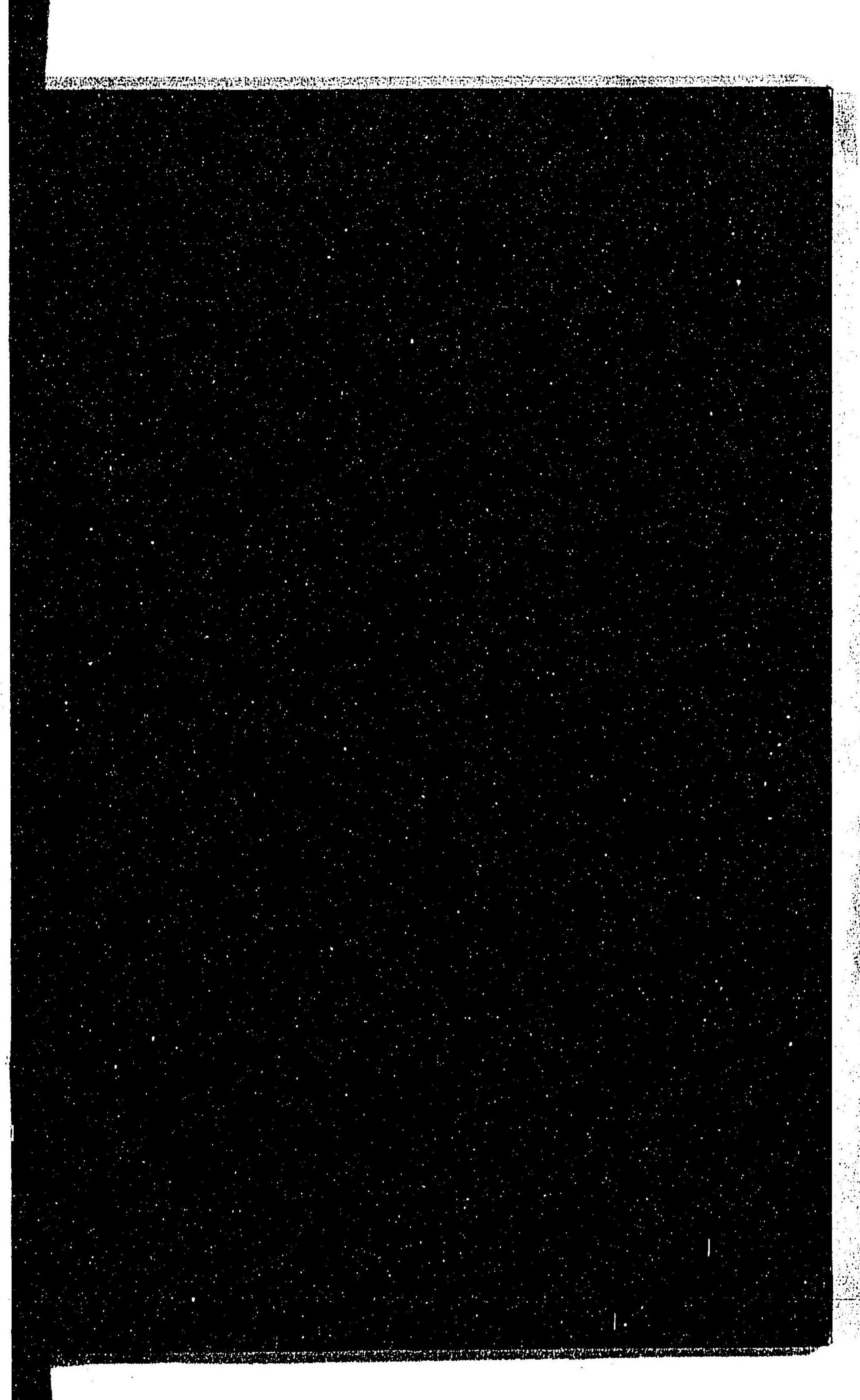
五八九	五八七	五八六	五八五	五八二	五七八	五七五	五六七	五四六	五四四	五四〇
一三	一一	一三	一五	一四	一五	一一	九	一五	一〇	三
豊ノ下	太	太	瓜	實 比ノ下	する ノ下	村々 ノ下	太	男ノ 下	任之 ノ下	年ノ 下

王ヲ 脱ス	大	大	瓜	万 ヲ 脱ス	は ヲ 脱ス	乃 ヲ 脱ス	大	同 上 ヲ 脱ス	同 上 ヲ 脱ス	正 ハ 衍
----------	---	---	---	--------------	--------------	--------------	---	-------------------	-------------------	-------------

六三二	六三一	六二六	六二五	六一八	六一四	全	六〇七	六〇三	六〇一	五八九
六	四	一五	一一	一一	三	八	六	四	七	一五
開	春 ノ 亟	下 總	寺	盡 ノ 下	五 ノ 下	謀	右	興	守	戒

開	春 之 丞	上 總	守	て	郎 ヲ 脱ス	某	左	與	字	成	正
---	-------------	--------	---	---	--------------	---	---	---	---	---	---





93

451